

## 質 問 回 答 書

### 令和4年度「空き家コーディネーター」業務委託

質問1. 事業者は何社を選定予定でしょうか。

回答1.

受託者（選定事業者）は1者を予定しています。

質問2. 様式2号の4「イ 専門家・協力事業者との連携・協力（ア）専門家・協力事業者リスト」は、県外の事業者の記載も可能でしょうか。

回答2.

可能です。仕様書3ページ 4（3）の専門家・協力事業者の所在地について、県内・県外の指定はありません。

なお、説明書2ページ 3 選定基準 別添「令和4年度「空き家コーディネーター」業務委託プロポーザル評価基準」に記載のとおり、3 業務実施体制 専門家・協力事業者との連携・協力について、「（2）県内における空き家対策の担い手育成の観点から、県内事業者との連携・協力が図られているか。」を評価の視点としています。

質問3. 「空き家所有者」と「活用希望者」の反社チェックは委託者が行っていただけるのでしょうか。

回答3.

委託者が実施することは想定していません。

詳細については、企画提案に基づく選定後、委託者と受託者で協議を行い、決定したいと考えます。

質問4. 仕様書P2 4「委託業務の内容」について、埼玉県内に空き家を所有する埼玉県外所在者は対象となりますでしょうか。

回答4.

仕様書2ページ 4 委託業務の内容に記載のとおり、「埼玉県内に所在する空き家の所有者(空き家を所有することが見込まれる者及びその関係者を含む。)」は、本委託業務の対象です。

なお、埼玉県内に所在する空き家の所有者の居住地について、県内・県外の指定はありません。

質問5. 仕様書P2 4（1）相談窓口の設置について

「埼玉県内に設置」とありますが、

①受託者のオフィス内に設けてもよいのでしょうか。その場合、受託者の業務エリアと区分された場所を確保する必要があるのか。

- ②相談窓口には“空き家コーディネーター”相談窓口である掲示が必用なのでしょうか。
- ③専用ダイヤル・メールアドレスは必要なのでしょうか。
- ④対応時間は、受託者の業務時間内のみでよいのでしょうか。
- ⑤設置箇所数に制限はあるのでしょうか（一か所のみ。または、複数箇所設置してもよいのでしょうか）。

回答 5.

- ① 受託者のオフィス内に設けても差し支えありません。  
受託者の業務エリアと区分された場所を確保する必要はありませんが、本委託業務の相談窓口であることを見やすい場所に表示してください。
- ② 上記①に記載のとおりです。  
なお、表示に当たって、方法の指定はありません。
- ③ 専用ダイヤル・メールアドレスが望ましいと考えますが、企画提案に基づく選定後、委託者と受託者で協議を行い、決定したいと考えます。
- ④ 対応時間については、企画提案に基づく選定後、委託者と受託者で協議を行い、決定したいと考えます。
- ⑤ 相談窓口について、設置箇所数は1以上とし、上限の指定はありません。

質問 6. 仕様書 P2 4 (1) 相談窓口の設置について

- ①「相談員を配置」とありますが、人数について規定はあるのでしょうか。
- ②相談員は専従しなければならないのでしょうか。他業務との兼務は可能でしょうか。

回答 6.

- ① 相談員について、人数の指定はありません。  
なお、説明書 2 ページ 3 選定基準 別添「令和 4 年度「空き家コーディネーター」業務委託プロポーザル評価基準」に記載のとおり、3 業務実施体制 所有者等及び活用希望者からの相談対応について、「(1) 業務を円滑に遂行することができる相談員の人数、実施体制が確保されているか。」を評価の視点としています。
- ② 相談員について、専従は求めませんが、本委託業務に支障が出ないよう必要な人員を配置してください。

質問 7. 仕様書 P2 4 (2) イ ウ に台帳の整備・管理とありますが

- ①指定様式はあるのでしょうか。
- ②書面・電磁的記録の指定はあるのでしょうか。

回答 7.

- ① 仕様書 2 ページ 4 (2) イ及びウの台帳について、様式の指定はありませんが、詳細については、企画提案に基づく選定後、委託者と受託者で協議を行い、決定したいと考えます。

- ② 仕様書 5 ページ 5 進捗状況及び業務終了の報告に記載のとおり、4 (2) イ及びウの台帳について、電子媒体を提出していただくため、電磁的記録による作成を想定しています。

質問 8. 仕様書 P3 4 (3) の「専門家・協力業者」は埼玉県外所在の事業者でもよいのでしょうか。

回答 8.

質問回答 2 に記載のとおりです。

質問 9. 仕様書 P4 (6) 「解決に向けたフォローアップ」の頻度・回数の定めはあるのでしょうか。

回答 9.

仕様書 4 ページ 4 (6) 解決に向けたフォローアップについて、頻度・回数の定めはありませんが、解決に向けて必要と思われる対応を行うようお願いいたします。

また、フォローアップの対象とする物件については、事前に委託者と受託者で協議を行い、決定したいと考えます。

質問 10. 仕様書 P4 (8) ア 市町村との連携に「委託者は、市区町村に対し、・・・、空き家の所在地や所有者等の情報（所有者本人の同意がある場合に限る。）を提供することについて、協力を依頼する」とありますが、

① 空き家の固定資産評価額や税額を開示していただく事は可能なのでしょうか。

② 境界が接する隣地所有者の住所が登記上の住所と異なるとき、必要がある場合、市区町村が隣地所有者にコンタクトをとっていただけるのでしょうか。

回答 10.

① 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）に基づき、「市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。」とされているため、当該情報を受託者に提供することはできません。

② 同法に基づく措置を除き、原則として、市町村から所有者等に対し、連絡・調整を行うことは想定していません。

質問 11. 仕様書 P6 7 変更契約における金額の算出方法について、具体例をあげて説明して欲しい。

回答 11.

別紙 1 「変更契約における金額の算出方法」を参照してください。

質問 1 2. 企画提案書 様式 2 号の 3 「実施方針」の自由記述について、別紙パワーポイント等で提出することは可能でしょうか。

回答 1 2.

企画提案書として、様式 2 号と併せて、証明・添付資料等を提出することが可能です。

提出に当たっては、どの様式の証明・添付資料等なのかがわかるよう標題を記載してください。(例) 様式 2 号の○ △△△の添付

質問 1 3. ヒアリングでの提案説明について、複数人での説明は可能でしょうか。

回答 1 3.

説明書 6 ページ 7 (5) ヒアリングでの提案説明方法に記載のとおり、説明は、原則として、様式 2 号の 4 の業務責任者が行うものとします。

なお、質疑応答については、複数人で対応しても差し支えありませんが、ヒアリング参加者は 2 名までとしてください。

質問 1 4. ヒアリング当日にお持ちする資料は何部必要でしょうか。

回答 1 4.

説明書 6 ページ 7 (5) ヒアリングでの提案説明方法に記載のとおり、提出した企画提案書により説明するものとします。

ヒアリング当日に資料を持参していただく必要はありません。

質問 1 5. 業務の一部について、第三者への業務委託を検討する場合、企画提案書は委託を前提に記述することは可能でしょうか。

回答 1 5.

仕様書 6 ページ 8 (1) 第三者への委託に記載のとおり、原則として、本委託業務の全部又は一部を第三者に委託することはできません。

質問 1 6. 発注者から参加者へのお知らせ

回答 1 6.

令和 4 年度「空き家コーディネーター」業務委託の簡易公募型プロポーザルについて、別紙 2 「資本関係又は人的関係がある者(以下「同族企業」という。) 同士の業務委託に係る同一入札への参加を制限する運用基準」を適用することとします。